

平成24年御嵩町議会第2回定例会会議録

1. 招集年月日 平成24年6月12日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 平成24年6月12日 午前9時 議長宣告
4. 会議に付された件名
 - 議案第28号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 - 議案第29号 平成24年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）について
 - 議案第30号 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
 - 議案第31号 御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第32号 御嵩町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第33号 町道の路線認定について
 - 議案第34号 工事請負契約の締結について

議事日程第1号

平成24年6月12日（火曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

(1) 会期

(2) 会期及び審議の予定表

日程第3 諸般の報告

議長報告 6件

(1) 新たな人権救済機関を設置する法案の国会提出に反対する請願

(2) 大飯原発再稼働反対要望書

(3) 財政援助団体監査報告書

(4) 随時監査実施報告書

(5) 定例監査実施報告書

(6) 現金出納検査結果報告（平成24年2月分から4月分）

町長報告 2件

報告第3号 平成23年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第4号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告について

日程第4 委員長報告 1件

(1) 名鉄広見線対策特別委員会中間報告書

日程第5 議案の上程及び提案理由の説明 7件

議案第28号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議案第29号 平成24年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）について

議案第30号 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第31号 御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第32号 御嵩町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第33号 町道の路線認定について

議案第34号 工事請負契約の締結について

日程第6 議案の審議及び採決 2件

議案第28号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議案第34号 工事請負契約の締結について

出席議員 (12名)

議長 谷口 鈴 男	1番 高山 由 行	2番 山口 政 治
3番 安藤 雅 子	5番 柳 生 千 明	6番 山田 儀 雄
7番 加藤 保 郎	8番 伊崎 公 介	9番 植松 康 祐
10番 大沢 まり子	11番 岡本 隆 子	12番 佐谷 時 繁

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 公 夫	副 町 長 瀬 瀬 久 美
教 育 長 丹 羽 一 仁	総 務 部 長 鍵 谷 昌 孝
民 生 部 長 田 中 康 文	建 設 部 長 奥 村 悟
教育担当参事 安 藤 信 治	企 画 調 整 担 当 参 事 三 輪 康 典
総 務 課 長 寺 本 公 行	企 画 課 長 加 藤 暢 彦
まちづくり課長 須 田 和 男	税 務 課 長 佐 久 間 英 明
住民環境課長 水 野 嘉 博	保 険 長 寿 課 長 山 田 徹
福 祉 課 長 若 尾 要 司	農 林 課 長 植 松 和 徳
上下水道課長 亀 井 孝 年	建 設 課 長 伊 左 次 一 郎
会 計 管 理 者 田 中 秀 典	学 校 教 育 課 長 藤 木 伸 治
生涯学習課長 玉 木 幸 治	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 渡 辺 謙 二	議 会 事 務 局 書 記 渡 辺 一 直
----------------	-----------------------

開会の宣告

議長（谷口鈴男君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。よって、平成24年御嵩町議会第2回定例会は成立しましたので、開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、お願いします。

なお、ケーブルテレビ可児より取材撮影依頼がありましたので、これを許可いたします。

招集者 渡邊町長よりあいさつをお願いします。

御嵩町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

早朝より御苦労さまでございます。

開会に当たりあいさつを申し上げます。

御嵩町議会第2回定例会開会に当たり、町政をめぐる諸課題についての所見や報告を申し上げるとともに、今回の定例会に提案いたします案件について申し述べます。

第2回定例会開会日である本日6月12日は、昨年、町長選、議会議員選が同日実施された投票日であります。2期目に挑戦させていただいた私にとりまして、1期目4年間の評価と2期目4年間の期待を十二分にいただいた記念すべき日であります。目の前に横たわる大きな問題の解決と、越えなければならないハードルを越えるべく無我夢中に取り組んだ4年間の日々に対する身に余る評価は、次なる4年間への十分なエネルギーとさせていただくことができました。5年前の初心、そして1年前の決意を忘れることなく、町民の皆様に喜んでいただけるまちづくりに励んでまいりたいと思います。

議会議員選挙においても、12人の定数のうち半数の6人が入れかわりました。それぞれ当選回数によって所感は違うのでありましようが、御嵩町のために働く、御嵩をよくしたいとの思いは、行政と議会で立場の違いはありますが、同一不変であります。今後も、よりよい町政の展開のため議論をしてまいりたいと思います。

去る4月17日から19日まで、昨年に続き東北地方へ視察に行つてまいりました。その目的は、まず初日に、全国産廃問題市町村連絡会の会長であられました栗川前那須塩原市長の急逝後、新たに就任された阿久津新市長と会談し、今後の会のあり方等について意見を交わしました。

2日目は、岩手県一関市並びに宮城県栗原市において、東日本大震災等に伴う鉱害とその復旧状況・課題について視察を行いました。さらに3日目は、横浜市で、大手エネルギー供給事業者が展開している太陽光発電、家庭用燃料電池、蓄電池等を組み合わせた、災害に強く、環境にも優しい次世代エネルギーモデルハウスの実証プロジェクトである創エネハウスプロジェクトを視察してまいりました。この中で現在、同事業者が東日本大震災の経験を踏まえ、自立・分散型のエネルギーシステムを備えた災害に強いコミュニティーセンター等の絵姿を描きつつあり、東北地方で早期実現を目指している等の最先端の動向にも接してまいりました。視察は大変有意義なものでありましたが、これらの中で特に重要と感じた点について皆様に御報告を申し上げます。

内閣府は3月31日、南海トラフの巨大地震による地震分布、津波高についてを発表しました。この中で、御嵩町で最大となる震度は6弱であり、平成15年に中央防災会議が発表した5強よりも上回る数値となりました。この結果を受け、昨年の東日本大震災後1年余りを経過した東北地方の亜炭採掘区域が震災後、どのような経過をたどり、さらに現状がどうであるかについては、同じ問題を抱える御嵩町の町長として非常に強い関心があり、把握しておかなければならない問題であると考えました。しかし、公式に発表されているものは、平成23年7月25日の経済産業省のデータが最終であります。

亜炭廃坑問題の情報公開は、国においても、自治体においても積極的ではありません。また、私にとって気がかりであったのは、震災直後はもちろんのこと、地震によるダメージでの長期にわたる変化でした。状況を調査するには、現地に赴いて情報を収集するより方法がないため、再度東北へ行ってまいりました。その結果、直近の経済産業省が発表した陥没件数は、岩手県一関市の61カ所、宮城県栗原市の32カ所となっていました。今回の調査によると、陥没件数は、両市ともその約2倍であり、宅地でも多く発生していることが確認できました。こうした陥没件数が増加した原因は、震災後もなお継続する余震によることが考えられると説明がありました。

さらに、国の震災復旧対策として、旧鉱物採掘区域災害復旧事業7億5,000万円が措置されておりますが、その内訳は、平成23年度第1次補正予算が宮城県として2億5,000万円、第3次補正予算が、岩手、宮城、福島県分として5億円となっております。同一の震災が原因となって発生した鉱害の復旧に対し、なぜこのように2度に分けて予算措置がなされたか明らかではありませんでしたが、今回の視察の中で、第1次補正予算の対象となった宮城県内の市町村が、発災後、いち早く国に対し要望活動を展開され、また一方で、第1次補正予算の対象から漏れることとなった岩手県内の市町村は、大きな焦りを感じつつ、次の補正予算措置の獲得に努められたという実情を聞かせていただきました。

御嵩町が今後、この地方で発生するおそれがある大規模震災後における亜炭鉱廃坑陥没への対応を検討するに当たり、東北の実情をさらにしっかりと把握し、大地震に対応するノウハウを、技術的、政治的な面で研究しておくことが重要であります。今後も引き続き国や県に情報提供を求めつつ、より緻密な調査が必要であると考えておりますので、議会の皆様にも御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

共和中学校の亜炭廃坑の予防充てん事業につきましては、前回の定例会で御説明させていただいたところですが、3月に必要な予算が組合議会で可決され、着工する準備が整ってまいりました。

この事業は、国の平成23年度第3次補正予算によるもので、東日本大震災の発生が大きな景気となっていると考えています。さらに、本町において特定鉱害復旧事業等基金以外の財源を使って行う初めての亜炭廃坑予防対策であるとともに、全国的に見ても耐震補強事業として、既存の校舎の地下対策として空洞を充てんするという点では初の試みの事業であります。現在実施中の文部科学省から指導された耐震判定にかわる亜炭廃坑危険度調査及び工事実施に向けた予防充てん工事設計の委託業務が6月中に完了する予定です。さらに、6月1日に共和中学校亜炭廃坑予防対策専門会議を開催し、地震発生時に共和中学校がいかに危険であるかについて、専門家の方々による技術的な面からの検証を実施していただきました。その結果、この工事は耐震性を高めるために必要であり、充てん工法の採用についても適合しているとの結論を得ましたので、この結果を文部科学省へお示しします。これで、いよいよ7月下旬をめどに工事が着工できる見通しであります。

亜炭廃坑対策は、国の全責任のもとでという私の考え方を今後も言い続けていくことに変わりはありません。議会の皆様にも、現在抱えている問題である枯渇しつつある復旧基金の確保及び現行制度の運用の柔軟性の確保について要望活動を展開されることを期待しております。

ことし秋には、ぎふ清流国体並びにぎふ清流大会が、この岐阜県で開催されます。この国体は「東日本大震災復興支援2012ぎふ清流国体」と銘打たれ、「輝け羽ばたけだれもが主役」をスローガンに、9月29日の岐阜メモリアルセンター長良川競技場における総合開会式を皮切りに、10月9日までの11日間にわたって行われるスポーツイベントです。

岐阜県での国体の開催は47年ぶりとなります。御嵩町内では、デモンストレーション競技ですが、9月30日に綱木においてマレットゴルフ競技が行われます。多くの方に、競技にも応援にも参加していただきたいと考えております。

10月13日からは、引き続き全国障害者スポーツ大会として「2012ぎふ清流大会」も盛大に開催されることとなっています。御嵩町でもイベントを盛り上げる行事が始まっています。開会式や炬火リレー等のイベントに使用する県内42市町村それぞれのオリジナルデザインによる

「ギフとフラッグ」も完成しております。当町では、子供たちの手によって、「ぼくの・わたしのまちのお宝の絵」として描かれた292点の作品の中から、「御嵩富士」「可児川」「名鉄電車」「ササユリ」「中山道の町並み」並びに「みたけ」のデザイン文字の6点を選び、両大会総合プロデューサーの日比野克彦さんのデザインにより、この6点の作品をモチーフとした御嵩独自の「ギフとフラッグ」となっています。このフラッグの制作のため、5月10日から13日までの4日間にわたりワークショップを行い、御嵩町生活学校を中心に、延べ80人の皆様の御協力をいただいております。

さらに、開会式やイベント会場に飾られる「清流こよみぶね」を6月7日から10日まで、こちらも町民参加型のワークショップにより制作していただいております。これは、日比野さんが長年手がけてきた「こよみのよぶね」のコンセプトを生かしたものであります。装飾を施して船をかたちどった台車には、竹や和紙を材料とし、1月から12月までの数字を暦に見立てた巨大なあんどんが乗せられますが、御嵩町は5月の5を任されました。国体を盛り上げるために制作されるものではありませんが、8月4日に開催される「よつてりやあみたけ」においても、ライトアップした姿を町民の皆様にお披露目させていただく予定であります。

ぎふ清流国体をなお一層盛り上げるため、県下42市町村をめぐる炬火リレーが行われます。7月16日に高山市の乗鞍岳で採火される炬火は、県下全市町村をリレーでつなぎ、より多くの県民が一体となって参加意識を高めるために行われるものです。御嵩町では、8月2日に町内の主な場所をリレーでつなぎ、八百津町へ引き渡します。炬火ランナー等は、町内の小・中学生を中心に参加していただきますが、子供たちの心に深く刻まれ、国体の思い出づくりになることを期待しております。

以上のように、御嵩町では半世紀ぶりの岐阜県におけるビッグイベントであるぎふ清流国体へ向け、県民として一丸となって積極的に参画したいと考えておりますので、皆様の御協力、御理解をよろしくお願いいたします。

名鉄広見線の利用者は、平成22年度に初めて100万人を切る99万5,000人となり、平成23年度は99万7,000人と下げどまらない状況ではありますが、引き続き活性化計画に基づき、利用者減に歯どめをかけるよう施策を実施してまいります。

平成24年度は、名鉄広見線の活性化計画の最終年度ということで、存続に向けての協議を事務レベルで行っているところではありますが、こうした中、5月15日に名鉄の横井専務が来庁され、会談の中で、名鉄広見線の存続に係る重要な発言がございました。横井専務からは、御嵩町の広見線存続への取り組みを評価していただくとともに、利用者を含め、この地域に電車が必要だということであれば、社としても存続していくことはやぶさかではない。存続のため御負担いただく額は別として、応分の負担をいただきながら、社としても支援していきたい考え

である。これは、社の大卒のスタンスとして考えていただいても結構である。どのように存続させていくかをお互いに考えていきたいという、存続に対し踏み込んだ発言をいただきました。

また、この発言はどのような場で言っていただいても結構ですとの言葉も確認させていただきました。この申し出を受け、今後のさらなる存続に向けた協議を、名鉄や可児市に対し進めてまいりたいと考えておりますので、可児市議会への働きかけにつきましては、議会の皆様に大きく期待するものであります。

さて、先ほど申しあげましたぎふ清流国体の炬火リレーでございますが、御嵩町では名鉄活性化の意味を含め、リレー区間の一部で名鉄広見線を利用して実施することを考えております。可児市から受け取った炬火を、伏見小学校の児童から明智駅ロータリーで炬火を引き継いだ車いすのランナーが、国体マスコットキャラクターの「ミナモ」とともに、名鉄広見線の明智駅から御嵩駅まで乗車し、御嵩駅前の御嶽宿さんさん広場で次のランナーに引き継ぐというものです。この計画について、岐阜県知事も事あるごとに取り上げ、発言されており、さらに電車を運行する名鉄も積極的に協力していただいているところであります。当日は、マスコミ各社にも報道を依頼し、町内外へ広く名鉄広見線の意義をアピールしていきたいと考えております。

我が国の高齢化は急速に進んでいます。本町においても、平成24年5月での高齢化率は24.3%となり、昨年の同時期から0.4%増加、町民のほぼ4人に1人は高齢者という超高齢社会を迎えるに至っております。さらに、寝たきりや認知症などで介護が必要となる人もふえており、要支援、要介護の認定者は816人、昨年に比べ13%もの増加となっており、地域において高齢者の自立を支える仕組みづくりが今後ますます重要な課題となってきております。

こうした背景のもと、今後3年を計画期間とする第5期の高齢者福祉計画、介護保険事業計画をスタートさせました。この計画では、今後さらに増大が予測される介護給付に対応した安定的な財政運営を行い、制度の持続性を確保するため保険料の見直しを行いましたが、同時に、高齢者の方々が元気で長生きできる、いわゆる健康寿命を少しでも延ばすための施策も講じさせていただいております。その一つとして、介護が必要な状態にならないため、日常的な健康管理や個人個人に合った運動習慣を身につけるなど、生涯を通じた健康づくりの取り組みを目指して、健康相談体制の確立や各種介護予防事業の展開を行ってまいります。

2年前にオープンしました「みたけ健康館」では、マシンを使った筋力トレーニング教室を行っており、そのフォローアップも含めて多くの積極的な参加者でにぎわっています。昨年度の利用者延べ人数は、合計で7,362人、平成17年12月からの教室の卒業生は270人を超えるものになっており、今後もより多くの方々が効率よく参加できる教室の環境づくりに努めてまいります。さらに、介護予防体操については、元気なお年寄りを中心に自主グループ活動を展開させた、体操教室の運営を支援するいきいき体操教室事業を企画して、町内の4会場で創意工夫

ある介護予防教室がスタートしたところであります。

この介護予防体操を実施するに当たり、岐阜県地域支え合い体制づくり事業補助金を活用し、だれもが気軽に実践できるような御嵩町オリジナルの「御嵩版健康体操」と、これを実施するための映像、DVD、音楽CDを製作する費用として、本定例会に補正予算を計上させていただきました。体操は、東濃実業高校の生徒が立案したものに、理学療法士による専門家の意見を取り入れながら作成していきたいと考えております。完成後は、各介護予防教室前の準備体操や、学校、福祉施設、一般の職域を含めた事業所へ浸透を図り、子供から大人までが取り組める健康づくり運動として周知・啓発を図っていく予定です。こうした取り組みを地道に実践し、継続していくことが当町の高齢化に対応したまちづくりを進める計画の基本理念「みんなでつくろう安心と支え合いのあるまち」を実現させることになると考えております。

昨年3月に東北地方を襲った地震と津波は、はかり知れない被害をもたらしました。この地震と津波をきっかけに、東京電力福島第一原子力発電所で発生した事故は人災とも考えられる事案もあり、大量の放射性物質の大気への放出などをもたらした結果、国民生活と産業活動に深刻な影響を与え、我が国では、原子力発電の安全神話とともに、エネルギー政策のあり方自体が問われることとなりました。本町では、全国平均より1割程度も多く発電することが期待できる太陽光発電を基本とする再生可能エネルギーの普及促進を図るとともに、町全体の6割を占める森林を有する地域特性を生かし、二酸化炭素の吸収源となる森林整備や保全を進めることが低炭素社会の構築を図る上での本町の役割であると考えています。

こうした中、3月に御嵩町環境基本計画の改訂を行い、88項目の具体的な取り組みを設定しましたが、その中でも、特に優先的かつ重点的に取り組む施策5項目を重点エコプロジェクトとして位置づけ、既に関係各課において個別事業に着手しております。具体的には、「里山保全」「生物多様性」「低炭素社会」「資源循環」「ひとづくり」をキーワードに、子供たちとの協働による鳥の巣箱づくりと、里山における各種体験学習の実施に向けて、水土里隊と取り組んでいくと同時に、2012年版御嵩町レッドデータリスト策定のため、植物、鳥、トンボ、各分野について公募の町民の皆様に専門家を交え、4月から精力的に調査に当たっていただいております。

また、ごみの減量と緑を育むため、緑のカーテンづくり、エコクッキング、ダンボールコンポストによる堆肥づくりの各講座を開催します。さらに、森林・環境税を財源として、今回の補正予算で計上させていただきましたが、夏休みを利用した親子での生物調査をしていただき、最終的には御嵩町の生き物マップを作成していただく事業も計画しております。これらの事業を着実に実行していくに当たり、新たに町民の皆さんを中心に、重点エコプロジェクト推進会議を立ち上げるとともに、町民・事業者・行政とが連携を図りながら、町民の一人一人が推進

主体としてさまざまな取り組みを実践し、環境保全活動に取り組んでいただけるようお願いする次第であります。

数値の信憑性とは切り離して、この夏、不足が懸念される電力について、町民の皆様への節電の呼びかけに取り組みます。つけ焼き刃とやゆされる方もあるでしょうが、よいことであり、大切なことを実践するに、ためらいは必要ありません。私の持論である環境問題は、1人でも多くの人に参加していただくことが解決への力になるを信じ、まずはわかりやすいテーマに取り組むことで、問題を身近に感じていただけるよう努力してまいりたいと考えております。

ごみ集積所に排出された不燃ごみや金物類を中心とした粗大ごみの持ち去り行為が多くなっています。持ち去り行為が全国的に出現している中で、当町でも目撃情報や取り締まりを求める声が寄せられております。こうした状況から、持ち去り行為の抑制・防止対策を行う必要があるため、御嵩町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する案を今回の定例会に上程いたします。

今回の改正は、不燃ごみの持ち去り行為について、持ち去り行為に係る中止命令、持ち去り物の返還命令、その他の措置をとるよう命ずる規定としています。御嵩町での持ち去り行為の現状は、他市町村で例のある資源ごみである古紙やアルミ缶等ではなく、不燃ごみである金物類・粗大ごみであり、その理由としては、資源ごみの分別収集に自治会役員の立ち会いがなされているための効果と思われる。条例の改正とともに、従来職員の巡回に加え、この4月からはシルバー人材に委託し、金物類収集日のパトロールの強化にも取り組んでいます。また、各自治会の御理解により、不燃ごみ集積所に持ち去り禁止を明示した持ち去り防止ネットを設置しています。

この条例の改正により、持ち去りによるごみ集積所の散乱などの問題が少しでも解消され、ごみの処理責任を果たし、リサイクル及び適正処理を進めていきたいと考えております。

最後になりましたが、今回議案として提出いたします案件について若干述べさせていただきます。

今回提案の一般会計補正予算関連について、主なものを御説明いたします。

まず、歳入についてですが、過年度農地農林施設災害復旧事業に係る国庫補助金7,921万3,000円の増、農地農林施設災害復旧債の290万円の増などを計上し、歳入補正予算額合計は3,826万円の追加となっております。

次に歳出であります。県営ため池等整備事業負担金として300万円の増、雨水対策事業の設計委託料として2,500万円などを計上し、歳出補正予算額合計は3,826万円の追加となっております。

以上、町政をめぐる諸課題について、所見や報告について御説明させていただくとともに、

一般会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

高山議員からの御紹介で、5月23日に町政報告会を城町自治会で、さらに6月8日には「名鉄広見線を守ろう会」との懇談会を開催しております。ここでは、直接地元へ出向き、町の取り組む施策を御説明させていただくとともに、皆様からの生の声をお聞かせいただくために開催させていただきました。いずれも御出席の皆様との大変熱心な意見交換の場となりましたが、いただいた御意見は、今後の町政に生かすよう取り組んでいきたいと考えております。

毎月、広報紙「ほっとみたけ」の巻末で、「町長月記」を連載し、私みずからの言葉でタイムリーな発言・話題を発信するとともに、「町長と語る会」の開催について呼びかけております。自治会やグループ単位で、今後も「町長と語る会」の開催に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

今回提案いたしますのは、人事案件1件、一般会計補正予算1件、条例関係3件、町道の路線認定1件、工事請負契約の締結1件、報告2件、都合9件であります。後ほど担当から詳細について御説明申し上げます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

長時間にわたり御清聴ありがとうございました。引き続き、皆様の御理解、御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長（谷口鈴男君）

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、お願いいたします。

会議録署名議員の指名

議長（谷口鈴男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、10番 大沢まり子さん、11番 岡本隆子さんの2名を指名します。

会期の決定

議長（谷口鈴男君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、5月25日の議会運営委員会において、本日より6月22日までの11日間と決めていただきました。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日より22日までの11日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の議案の審議等の予定は、お手元に配付しました会期及び審議の予定表のとおり行いたいと思いますので、お願いします。

諸般の報告

議長（谷口鈴男君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

お手元に配付してあります諸般の報告つづりをごらんください。

新たな人権救済機関を設置する法案の国会提出に反対する請願、大飯原発再稼働反対要望書、財政援助団体監査報告書、随時監査実施報告書、定例監査実施報告書、現金出納検査結果報告、これは平成24年2月分から4月分であります。

以上の6件が議長あてにありました。その写しを配付し、議長報告にかえさせていただきます。

以上で議長報告を終わります。

続きまして、町長報告を行います。

報告第3号 平成23年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務課長 寺本公行君。

総務課長（寺本公行君）

それでは、報告第3号 平成23年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告をさせていただきます。

赤のインデックス、諸般の報告つづりの1ページをお願いいたします。

平成23年度御嵩町一般会計予算における土木費、消防費、教育費及び災害復旧費の一部を翌平成24年度に繰り越しをしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、5月31日時点の繰越額を報告するものであります。

2ページをお願いいたします。

繰越明許費繰越計算書を掲載しておりますが、繰越明許費23件について、款項及び事業名ごとに翌年度繰越額、財源内訳などを記載しております。

款08土木費、項02道路橋梁費では、道路改良に係る3件の事業費4,343万8,750円を繰り越ししています。町道北田今井線側溝改良工事及び町道四十八杉ヶ崎線道路改良工事は、既に完了

しております。なお、町道中125号線駐車場整備工事についても、6月30日竣工に努めている状況であります。財源内訳における国県支出金の額は、社会資本整備総合交付金を未収入特定財源としてそれぞれ計上しており、また町道四十八杉ヶ崎線に係る既収入特定財源は、地方道路等整備事業に係る地方債であります。

項04都市計画費の大泥茶円原線については、現在も工事が進行中であり、3,807万5,000円を翌年度繰越額とし、まちづくり交付金1,653万円及び地方債1,490万円を未収入特定財源として繰り越しをするものであります。なお、工事の竣工期限は8月10日を予定しております。

款09消防費の繰り越しは2件あり、消防ポンプ自動車購入は、契約額1,575万円を翌年度繰越額とし、社会資本整備総合交付金866万2,000円を未収入特定財源としています。事業は5月に完了し、既に第1分団への貸与式も終了しております。

次に、顔戸字構地内防火水槽用地分筆測量業務については、全額65万円を繰り越すものです。事業の進捗状況でございますが、測量境界立会も終わり、現在登記事務を進めており、6月中には完了の見込みであります。

款10教育費では、中公民館防災拠点施設整備事業について、社会資本整備総合交付金881万1,000円を未収入特定財源とし、1,732万8,285円繰り越しをしています。事業の進捗状況ですが、用地購入は既に完了し、支払いも済んでおります。駐車場設計委託についても、7月には完了する見込みであります。

款11災害復旧費、項01農林水産業施設災害復旧費における3事業8,552万5,000円の繰り越しですが、農業農業施設5カ所、林道2路線5カ所に係る工事費の繰り越しであります。契約は一部を除き締結を済ませており、すべて今年度内完了を見込んでおります。繰り越し財源は、全額一般財源となっております。

次に、項02公共土木災害復旧費ですが、町道三反田切木線を初め12事業、7,426万3,500円の繰り越しをしています。事業内容は、道路3路線及び7河川9カ所に係る工事費であり、すべて契約締結済みです。一部工事が完了し、支払い済みの事業もありますが、残りの事業もすべて本年9月の完了予定であります。財源内訳として、公共災害復旧費国庫負担金及び災害復旧債を未収入特定財源としてそれぞれ計上しております。

最後に、項03農地等災害復旧費で、特定鉦害復旧事業1億4,949万8,000円の繰り越しを行い、財源としては、特定鉦害復旧費負担金及び個人負担金を全額未収入特定財源として計上しております。西之野・雨田地区の鉦害復旧事業については、一部支払い済みの動産移転費を除き、工事費及び補償費の繰り越しであります。事業の進捗状況でございますが、委託業務1件、復旧工事8件は、すべて契約済みであり、本年10月の完了を予定しております。

以上で、繰越計算書の報告を終わります。

議長（谷口鈴男君）

報告第4号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

建設課長 伊左次一郎君。

建設課長（伊左次一郎君）

では、インデックス諸般の報告つづり3ページをお願いいたします。

報告第4号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告についてを、地方自治法第243条の3第2項の規定により御報告いたします。

初めに、平成23年度御嵩町土地開発公社事業会計決算書から御報告いたしますが、平成24年度土地開発公社事業計画及び予算書との2件になりますので、ページについては諸般の報告つづりの通番ページで進めてまいりますので、よろしくをお願いいたします。

では、4ページをお願いいたします。

平成23年度御嵩町土地開発公社事業会計決算書になります。

初めに、収益的収入及び支出から御報告いたします。

6ページ、7ページをお願いいたします。見開きの表となります。

1. 収益的収入及び支出の(1)収入からです。

当年度は新たな公有用地の売却はございませんでしたので、款1の事業収益はございませんでした。

また、款2の事業外収益は受取利息として預金利息のみとなりましたので、収入合計では、この3,273円のみとなりました。

次に、(2)支出です。

款1の事業原価では、公有地を所有しておりませんので、公有地売却原価の支出はございませんでした。

款2の販売費及び一般管理費では、人件費として節1の報酬にて、監査員2名分を支出いたしました。また、経費として節1の旅費にて、理事会に御出席いただきました議員3名分を支出いたしました。当年度は2回の理事会を開催させていただきました。

次に、節6の公課費では法人県民税を、平成18年度から22年度までの5年分を支出したものです。

次の款3の事業外費用、また4の予備費の支出はございませんでしたので、以上の合計では12万5,200円の支出となりました。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。

2. 資本的収入及び支出です。

平成23年度中に新たな公有用地取得等の事業はございませんでしたので、新たな長期借入金収入はございませんでした。また、支出についても同様にございませんでした。

10ページをお願いいたします。

損益計算書です。

6ページ、7ページにて御説明いたしました収益的収入及び支出より、当年度は12万1,927円の当期純損失となりました。

次に、11ページをお願いいたします。

土地開発公社の年度末時点の資産をあらわす貸借対照表です。準備金を現金にて預金している1,433万6,699円と、基本財産として町からの投資資産を長期性預金として500万円、資産合計としましては1,933万6,699円となっております。

次の12ページは、年度末時点の財産目録、13ページは、23年度中のキャッシュ・フロー計算書になります。

また、14ページから17ページは、決算附属書類となっております。

18ページをお願いいたします。

監査意見書の写しになります。

去る、平成24年4月20日に、御嵩町土地開発公社の決算について、監事の永瀬俊一様、同じく加藤保郎様に監査を実施していただきました。財務諸表を初め、関係帳簿及び証拠書類について御照査いただき、かつ関係職員からの説明聴取、出納取扱金融機関の残高証明書とも御照合いただいた結果、正確であることをお認めいただいたものでございます。

以上が平成23年度御嵩町土地開発公社の決算報告となります。

次に、19ページをお願いいたします。

続きまして、平成24年度御嵩町土地開発公社事業計画及び予算について御報告いたします。

20ページは、平成24年度の御嵩町土地開発公社の事業計画基本方針です。

次に、22ページをお願いいたします。

平成24年度の御嵩町土地開発公社事業計画になります。

本年度の公有地取得及び売却予定はございません。

次の23ページからは予算書になります。

24ページをお願いいたします。

平成24年度御嵩町土地開発公社予算です。

第1条は、公社の予算を定める総則です。

第2条の収益的収入及び支出では、第1款の事業収益による公有地取得事業収益を見込まず、第2款の事業外収益では受取利息のみ、収入合計では3,000円を予定するものです。

一方、支出では、第1款の事業原価は見込まず、第2款の販売費及び一般管理費にて、監査員2名分の報酬と理事3名分の旅費2回分を予定し、第4款の予備費を見込んだ支出合計では2万5,000円を予定するものです。

なお、この収入と支出の差額2万2,000円の不足額は、前期繰越準備金にて補てんを予定するものです。

次の第3条、資本的収入及び支出では、新たな事業を予定しておりませんので、収入支出とも予定額の計上はございません。

次の25、26ページは、収益的及び資本的収支の予算明細書になります。また、27ページは資金計画書、28ページは、平成23年度の予定損益計算書、29ページは、平成23年度の予定貸借対照表になります。

次の30ページは、本年度の予定損益計算書となります。本年度は2万1,800円の当期損失を予定するものです。

次の31ページは、本年度の予定貸借対照表となります。本年度も前年度同様、現金のみの資産保有を予定するものでございます。

以上で、報告第4号 御嵩町土地開発公社の経営状況の報告を終わります。

委員長報告

議長（谷口鈴男君）

日程第4、委員長報告を行います。

名鉄広見線対策特別委員会から、議長に委員長報告がありました。

これを議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

ただいま議題としました名鉄広見線対策特別委員会から議長あてに中間報告書の提出がありましたので、特別委員会委員長から報告していただき、質疑を行います。

なお、報告書の写しをお手元に配付してありますので、よろしくお願ひします。

名鉄広見線対策特別委員会委員長に報告を求めます。

名鉄広見線対策特別委員会委員長 加藤保郎君。

名鉄広見線対策特別委員会委員長（加藤保郎君）

それでは、きょう配付されました平成24年御嵩町議会第2回定例会委員長報告つづり、水色のものの裏面をお願いします。

平成24年5月18日、御嵩町議会議長 谷口鈴男様、名鉄広見線対策特別委員会委員長 加藤

保郎。

名鉄広見線対策特別委員会（中間）報告書。

本委員会に関係する事件に関し、これまで行ってきた調査・研究について、下記のとおり中間報告をします。

記、1. 経過。平成23年10月5日に第1回の委員会を開催したのを初め、4回の委員会と1回の協議会を開催し、名鉄広見線対策に対する問題点及び対策について、委員会では調査・研究を行ってきたものであります。

2. 中間報告。平成24年4月12日に開催した委員会では、町執行部担当部局に対し、委員会として下記の3項目について提案をし、それに対する考えや方針を聴取する中で、今後協議・検証していただきたい旨を申し上げました。

- (1)公共交通計画を名鉄活性化協議会で行うことについて。
- (2)法定協議会の設置を可児市と関係を持ち推進することについて。
- (3)地域ごとに住民の考えを確認するため、話し合いの場を持つことについて。

特に3点目の事項に関しましては、名鉄への財政支援が平成24年度で最終年となっていることから、住民の意見を反映するために、本年度早期に話し合いの場を持つことを実施していただき、町として意見の集約を行い、今後の対応を検討し、方向性を見出していきたい旨をお話しさせていただきました。

担当部局のほうでは、19日以降、公共交通について住民との懇談会を持つ予定ですので、よろしくをお願いします。

以下についてはお目通しをお願いします。以上です。

議長（谷口鈴男君）

ただいま、名鉄広見線対策特別委員会委員長より報告がありました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

6番 山田儀雄君。

6番（山田儀雄君）

ただいま委員長のほうから報告があったわけなんですけれども、先ほど町長のあいさつの中で、5月15日の日に、名鉄からかなり踏み込んだ話があったと、こういうことでありまして、実は、この今の委員長の報告が5月18日に報告がなされておりまして、そこらのところには全然触れていないわけなんですけれども、加藤委員長、その辺の話は行政のほうからどうだったでしょうか。

議長（谷口鈴男君）

名鉄広見線対策特別委員会委員長 加藤保郎君。

名鉄広見線対策特別委員会委員長（加藤保郎君）

その話は、当日、町の執行部のほうは三輪参事、以下担当課長、係長が出席しておりましたが、内容的には聞いてはおりません。ただ、これは報告が5月18日でありまして、そこら辺、ちょっと時間的なずれがある点だけ御承知おき願いたいと思います。以上です。

議長（谷口鈴男君）

ほかに質疑ございませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（谷口鈴男君）

日程第5、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本定例会に提案されました議案第28号から議案第34号までの7件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。

それでは、付議事件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

議案第28号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

福祉課長 若尾要司君。

福祉課長（若尾要司君）

それでは、議案第28号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明申し上げます。

赤のインデックス議案つづりの1ページをお開きください。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

推薦する方は、表にありますように、お名前が梅田悦子さん。生年月日は昭和32年3月5日、住所は、御嵩町上恵土412番地2でございます。

恐れ入りますが、赤のインデックス資料つづり1ページをお開きいただけますでしょうか。

1 ページの任期中の委員の表中、一番上の方でございます。池下みね子さんが本年9月30日で任期満了となります。池下さんは、平成9年9月から5期15年の長きにわたり人権擁護委員として、日常生活の中で人権意識の高揚及び啓発活動、さらには住民の皆さんからの人権相談対応など、大変御尽力いただいておりますが、任期満了を受け、退任される御意志を固めておられました。これまでの経験を生かし、さらなる御尽力をお願いしてまいりましたが、退任の御意志はかたく、後任の候補者について人選をしてみましたが、先ほど申し上げました梅田悦子さんを推薦候補者とする人選も調いましたので、ここに上程させていただくものであります。

梅田さんは非常に温厚な方で、人格識見も高く、同じ資料の2ページですけれども、履歴書中にありますように、子育てアシスタントとして、子育てにかかわる町の業務に永年携わっていただいたこともあります。母子にかかわる人権擁護に大変理解があり、広く人権擁護委員として活動していただくにふさわしい方と考えております。よろしく御審議のほどをお願いいたします。まして、議案第28号の説明を終わらせていただきます。

議長（谷口鈴男君）

議案第29号 平成24年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務課長 寺本公行君。

総務課長（寺本公行君）

それでは、議案第29号 平成24年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

補正予算の表紙をめくっていただき、1ページをお願いいたします。

平成24年度御嵩町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところよとした宣言文の後、第1条で、歳入歳出予算の総額に3,826万円を追加し、歳入歳出予算の総額を63億3,649万8,000円とする旨、規定しています。

各款項ごとの補正額につきましては、2ページ及び3ページ掲載の第1表 歳入歳出予算補正によりますので、お目通しをお願いいたします。

第2条、規定の地方債補正につきましては、第2表 地方債補正で説明しますので、4ページをお願いいたします。

今回の補正は、借入限度額の増額であります。平成23年度からの繰り越し事業である過年補助災害復旧事業に充当する地方債の借入限度額2,390万円を290万円増額し、2,680万円とするものです。起債の方法、利率及び償還の方法についての変更はございません。

5ページ及び6ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書に関し、財源充当の説明をさせていただきます。

5 ページの歳入における款12分担金及び負担金15万1,000円、款14国庫支出金7,921万3,000円、款21町債290万円、これらの補正額が6 ページ掲載の歳出において補正額の財源内訳における特定財源である国庫支出金、地方債、その他の欄には今回の補正で反映されておりません。この後、歳入予算でも説明いたしますが、これらの歳入はすべて平成23年度からの繰り越し事業である農林水産施設災害復旧費に係る平成24年度分の収入であります。事業費を繰り越す段階で、全額一般財源で所持し、繰り越しを行っているため、今回の補正で計上したものについては、繰り越し事業に充当することなく、すべて一般財源として処理をしていますことを報告させていただきます。

それでは、歳入から説明いたしますので、7 ページをお願いいたします。

款12分担金及び負担金において、災害復旧費受益者分担金15万1,000円を計上しています。前年度からの繰り越し事業である耕地災害復旧事業に対する平成24年度分の受益者分担金であります。

款14国庫支出金は、分担金及び負担金と同様に、前年度からの繰り越し事業である耕地及び林地災害復旧事業に対する今年度分の国庫補助金の計上であります。耕地災害で1,114万2,000円、林地災害で6,807万1,000円、それぞれ計上しています。

款15県支出金、項02県補助金の補正は、4 件いずれも補助金の内示または制度の延長などにより新規に計上するものです。

まず最初に、御嵩町独自の介護予防体操作成などに対し、地域支え合い体制づくり事業費補助金として351万4,000円を、次に親子の生物モニタリング調査を通じ、生き物マップ作成に、清流の国ぎふ森林環境基金事業補助金として100万円、さらに、今年度まで特例交付金制度が延長されたことにより、子宮頸がん、小児肺炎球菌及びインフルエンザ、ヒブワクチンの接種事業に子宮頸がん等ワクチン接種促進臨時特例交付金744万2,000円を、国体に係るデモスポ行事であるマレットゴルフ大会及びおもてなし事業、さらに炬火リレーに充当するため、ぎふ清流国体会場地市町村運営交付金73万円をそれぞれ計上するものであります。

8 ページをお願いします。

項03委託金において、岐阜県防災教育推進事業委託金20万円は、上之郷小学校が今年度岐阜県防災教育推進事業の指定校になったことによる計上であります。

款17寄附金は、青少年育成のため、国際ソロプチミストの皆様からの寄附金5万円を教育費寄附金として計上するものです。

款18繰入金は、財源調整のため財政調整基金繰入金を5,884万円減額するものです。

款20諸収入は、地域防災組織育成のため、また防火広報用視聴覚資機材購入のため、財団法

人自治総合センターからのコミュニティー助成事業助成金190万円の計上であります。

9ページをお願いいたします。

款21町債は、農地農林施設に係る過年補助災害復旧ため、借り入れ290万円を計上するものです。

次に、歳出の説明であります。

款02総務費、目10電算管理費では、改正児童手当法施行に伴い、職員への児童手当支給のため、人事給与システムに新たな児童手当システム機能を追加するシステム導入委託料38万円の計上であります。

目14教育振興基金費は、教育費寄附金5万円を教育振興基金へ積み立てるものです。

款03民生費、目04老人福祉費の補正は、介護予防体操作成に伴う業務委託料330万円など、各種経費の計上です。御嵩町独自の介護予防体操を東濃実業高校の生徒、理学療法士などの協力を得て作成します。さらに、DVD、CD、解説書などの作成、また関係者への配付を通じて普及啓発を図っていきます。

項02児童福祉費、目01児童福祉総務費では、正職員の出産及び育児休暇取得に対処するため、日々雇用職員の賃金76万9,000円及び社会保険料をそれぞれ計上しています。

11ページをお願いします。

款04衛生費、目02予防費における補正は、歳入予算で説明しました子宮頸がん等ワクチン接種促進臨時特例交付金が交付されることに伴う財源内訳の変更のみであります。

目05環境衛生費では、親子の生物モニタリング調査による生き物マップ作成の業務委託料104万円、ほかに事務的経費としての需用費及び役務費をそれぞれ計上しています。

款06農林水産業費、目04農地費では、県営ため池等整備事業負担金を300万円増額していますが、これは登立ため池、御手洗ため池などを対象箇所に岐阜県が実施する地域ため池総合整備事業が国庫補助採択されたことに伴い、岐阜県が行うため池整備概略設計の25%相当額を追加するものであります。

款08土木費、目03公共下水道費は、雨水整備計画策定業務委託料2,500万円の新規計上であります。下水道区域内における普通河川などの整備を将来、下水道法による交付金を活用しながら河川整備を可能にするため、雨水に係る公共下水道全体計画の見直し業務、事業認可に向けた雨水計画作成業務が主な事業内容であります。

12ページをお願いします。

款09消費費では、コミュニティー助成金100万円を活用し、防災用備品購入費を110万3,000円増額します。購入します備品の内容は、住民避難支援用のおんぶひも、夜間活動用バルーン投光器、LED対応の誘導棒、防火着であり、各消防団に配備する計画です。

款10教育費、項02小学校費は、岐阜県防災教育推進指定校である上之郷小学校において実施する事業費を計上しています。

節11需用費では、防災ずきん用マット、ガラス飛散防止セーフティーフィルムを購入し、また節12役務費では、防災教育推進委員会会議通知のための通信運搬費をそれぞれ計上しております。

項03中学校費では、共和中学校特別分担金を181万6,000円増額します。これは、共和中学校のエリアが本年4月から下水道供用開始区域となるため、受益者負担金の御嵩町負担分であります。

項04生涯学習費では、コミュニティー助成金90万円を活用し、防火広報用視聴覚資機材購入のための庁用備品購入費91万8,000円の増額をしています。デジタルビデオカメラ、レーザーポインター、プロジェクターなどを購入する計画です。

13ページをお願いします。

項05保健体育費では、ぎふ清流国体会場地市町村運営交付金を活用し、マレットゴルフ大会運営費用、来庁者へのおもてなし事業の追加費用を報償費、需用費、役務費においてそれぞれ増額計上するものであります。

以上で、一般会計補正予算の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

議案第30号 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務課長 寺本公行君。

総務課長（寺本公行君）

それでは、議案第30号 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について説明いたします。

議案つづりの3ページをお願いいたします。

最初に、条例改正までに至る経緯を説明させていただきます。

今まで入管法に基づいて、入国管理官署が行っていた情報の把握と、外国人登録法に基づいて市区町村が行っていた情報の把握を基本的に一つにまとめて、法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に把握する制度の構築を図るため、平成21年の通常国会において、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律、法律名称が長いので、以下「改正法」とさせていた

できます。この改正法が可決成立し、平成21年7月15日に公布され、公布日から3年以内の政令で定める日から施行されることになっていました。これを受けて、平成23年12月26日付、政令第419号により、改正法の施行日が本年7月9日と決定しております。この改正法第4条の規定に基づき、外国人登録制度が廃止されることから、外国人登録証明書、外国人登録原票などの字句を削るため、関係条例4本の改正を一括で行うものであります。

今回上程の改正条例は、本則を4つの条で構成し、附則において施行日は、改正法と同じ7月9日としております。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきますので、資料つづりの3ページをお願いいたします。

まず、御嵩町印鑑条例の改正です。

第2条において、登録資格を日本国籍または外国籍の方についてそれぞれ規定していたものを住民基本台帳に一元化されることにより、第1号及び第2号を削り、第2条第1項の本文で、その旨規定するものであります。

第4条第3項の改正では、本人確認のための提示手段としてきた外国人登録証明書の字句を削るものであります。

第5条第1号では、外国人登録に関する字句を削り、また現行用いられている送り仮名の改正をしています。

5ページをお願いします。

御嵩町手数料条例の改正は、別表にある現行の外国人証明書交付に係る手数料の規定を削り、これに伴い各号の番号を1号ずつ繰り上げるものです。

6ページをお願いします。

御嵩町国民健康保険条例の改正は、被保険者とする外国人の規定である第4条を削除するものであります。

最後に7ページをお願いします。

御嵩町長寿者褒賞条例の改正では、第2条、対象者の規定に関し、現行は日本国籍、外国籍の方別々に規定していたものを、住民基本台帳一元化により、第1号及び第2号を削り、第1項本文にその旨規定する改正であります。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

議案第31号 御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

税務課長 佐久間英明君。

税務課長（佐久間英明君）

それでは、議案第31号について御説明申し上げます。

議案つづりは6ページです。

それから、資料つづりの8ページに概要、それから9ページに新旧対照表をとじ込んでおりますので、そちらもお願いいたします。

それでは、資料つづり8ページの御嵩町町税条例の一部を改正する条例の概要に沿って説明をさせていただきますので、そちらをごらんください。

概要の1のところに記載してありますが、今回の税条例の改正につきましては、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が国会で可決されまして、3月31日付で公布されたことなどに伴いまして、町税条例のうち関係する部分についての改正を3月31日付で専決処分させていただいております。5月8日の第2回臨時会におきまして既に承認をいただいておりますが、そのうちの一部につきましては、特例が条例に委任される箇所があるために、専決処分によるのが適当ではないと判断いたしまして、今回議案として提案をさせていただくものであります。

改正内容の前に、まず地方税法でどういう改正があったかということにつきまして、2番のところに記載しました。

今回の改正では、地域決定型地方税制特例措置が導入されました。これは、法律の定める範囲内で地方団体が税の特例措置の内容を条例で定めることができるという仕組みであります。今回、御嵩町に関係し、対象となる内容といたしましては、下水道除害施設に係る固定資産税の課税標準を減額する特例措置が、これは従来からありますが、まずその期間が延長されました。そして、軽減して適用する割合を市町村の条例で定める割合とすることが定められました。また、これに伴いまして、参酌すべき割合というものが、従来どおりの割合である4分の3と定められ、条例で定められる範囲は3分の2から6分の5の範囲内と定められました。

さて、今回の町税条例の改正になりますが、これは3のところにまとめておきました。下水道除害施設に係る固定資産税の課税標準の特例の市町村で定める割合を、地方税法で定める参酌する割合どおり4分の3とするものであります。また、この改正につきましては、25年度以降の償却資産に係る固定資産税に適用されるものであります。

次の4のところには、その他の参考事項といたしまして、下水道除害施設の説明、それから、地方税法のうち関係部分などを記載しておきましたので、次のページの新旧対照表、それから議案の改正分とともに目通しをお願いしたいと思います。

以上で説明を終わります。

議長（谷口鈴男君）

議案第32号 御嵩町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

住民環境課長 水野嘉博君。

住民環境課長（水野嘉博君）

それでは、議案第32号について御説明をいたします。

議案つづりの7ページをお開きください。

この条例改正につきましては、近年、御嵩町におきましても、ごみ集積所に出された不燃ごみの金物類や粗大ごみなどの持ち去り、抜き取りといった行為が多く報告されており、このような行為に対し、取り締まりを求める声や、今日まで築き上げてきたごみ出しのルールを脅かす懸念があり、これまでパトロールの実施や持ち去り防止の啓発に努めるとともに、自治会役員の皆さんの協力を得て、不燃ごみに持ち去り防止ネットをかけ、持ち去りにくい環境を整えるなどの対策をしてまいりましたが、現在の条例では、ごみ集積所に出されたごみの所有等が明確にされておらず、持ち去り等の行為を現認しても、注意、命令が困難なため、取り締まりを行うための法令等の根拠整備が必要と考え、条例の一部を改正するものです。

それでは、新旧対照表で御説明をいたしますので、資料つづりの12ページをお開きください。

今回の改正につきましては、第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条の次に、生活系廃棄物の収集または運搬行為の中止命令等の第11条を追加するものであります。

改正の内容につきましては、第1項で、ごみ集積所に出された生活系廃棄物は、町または町長が指定する者以外の者が収集運搬することを禁止し、第2項に、これらの禁止行為をした者に対し、中止・返還命令ができるものといたしました。今回の改正は、持ち去り行為を行う者を罰するのではなく、持ち去り行為の抑止、防止に主眼を置いた改正といたしました。

この条例につきましては、平成24年7月1日から施行するものであります。なお、資料の10ページから11ページには、ごみ持ち去りの現状、課題、防止対策等が記載されています。後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第32号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

議案第33号 町道の路線認定について、朗読を省略し、説明を求めます。

建設課長 伊左次一郎君。

建設課長（伊左次一郎君）

では、議案第33号について御説明をいたします。

議案つづりの8ページをお願いいたします。

議案第33号 町道の路線認定についてであります。

道路法第8条第1項の規定により、次のとおり町道の路線を認定したいので、同条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

認定に係る路線は、表に記しましたとおり、整理番号1の御嵩169号線、起点を御嵩町御嵩字北町1380番1地先、終点を御嵩町御嵩字丹所1205番地先、重要な経過地はございません。

詳細については、資料つづりの13ページをお願いいたします。

この地図に矢印で記しましたとおり、1級河川唐沢川の左岸側に全幅員5メートル、有効幅員4メートル、延長141.5メートルを新たに町道として認定しようとするものです。

これは、現在岐阜県において進めていただいております唐沢川災害関連河川整備工事にて、河川管理道路の構築計画の有効幅員3メートルに合わせ、不足する幅員を御嵩町にて買収するものですが、御協力をいただく地権者に対し、土地収用法の適用が受けられるよう、この時点において町道認定をするものでございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

議案第34号 工事請負契約の締結について、朗読を省略し、説明を求めます。

農林課長 植松和徳君。

農林課長（植松和徳君）

議案第34号 工事請負契約の締結について説明させていただきます。

議案つづりの9ページをお願いいたします。

次のとおり、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び御嵩町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的、平成24年度林道災害復旧事業伊岐津志線復旧工事、契約の方法、条件つき一般競争入札、契約金額4,914万円、契約の相手方、岐阜県可児郡御嵩町比衣433番地、株式会社御嵩重機建設 代表取締役 吉田廣美。

資料つづりの14ページをお願いいたします。

こちらには、仮契約の副書の写しがつけてございます。

次に、15ページをお願いいたします。

こちらには、入札執行結果公表一覧表がつけてございます。

16ページには、工事場所の位置図がつけてございますので、お目通しのほどをよろしく願いいたします。

以上で、議案第34号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

ここで暫時休憩をいたします。なお、再開予定時刻は10時50分といたします。

午前10時35分 休憩

午前10時50分 再開

議長（谷口鈴男君）

休憩を解いて再開をいたします。

なお、本日配付をいたしました資料の中に、一部訂正事項が発生しておりますので、説明させていただきます。

福祉課長 若尾要司君。

福祉課長（若尾要司君）

ただいま議長からお話がありましたように、大変申しわけないことではございましたが、本日お配りしております皆様方のお手元にございます資料つづりの1ページ目、人権擁護委員に関する資料の中の記載に誤りがございました。任期中の委員の一覧表の一番下、安藤栄子さんの生年月日でございますが、今現在、皆様方のお手元に配付させていただいております資料には「昭和24年20月21日」生まれという記載になっております。正式には「昭和24年10月21日」の誤りでございました。本会議の席上、お配りさせていただいております資料に大変な誤りがありましたこととおわび申し上げますとともに、今後このようなことがないように、内部的にも十分精査をかけて資料として提出させていただきますので、よろしく願いいたします。大変申しわけございませんでした。

議案の審議及び採決

議長（谷口鈴男君）

日程第6、議案の審議及び採決を行います。

議案第28号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ここで事務局に答申案を配付させます。

〔答申案配付〕

これより議案第28号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、採決を行います。

お諮りします。

本件は、ただいまお手元に配付しました議会の意見として適任と答申したいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第28号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、お手元に配付しました意見のとおり答申することに決定しました。

議長（谷口鈴男君）

議案第34号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

12番 佐谷時繁君。

12番（佐谷時繁君）

確認と、私の思いを述べさせていただきたいんですが、以前からこういう問題についてはいろいろ議論があったところだというふうに思っております。いわゆる話し合いというか、もつとありていに言うと談合があるんじゃないかというようなことがたびたび議論になってきました。手元にいただきました入札執行結果公表一覧表を見させていただきましても、御嵩重機さんが落札されましたけれども、その下、3社につきましては全く同じ金額だということについて、確証もありませんし、とやかく言う立場ではないかもしれませんが、大変な違和感を覚えるということだけは声高に申し上げたいと思えます。もし、こういうことであれば、入札を辞退されたらいかがなものかというような思いを持っております。このことについて、担当の副町長のほうでこれを見られて、あるいはこれが議会で提出されたことについて、どのような御感想をお持ちか、まずは聞かせていただきたいと思います。

議長（谷口鈴男君）

副町長 瀬瀬久美君。

副町長（瀬瀬久美君）

それでは、御質問にお答えをしたいと思います。

結果につきましては、偶然このようになったというふうに理解をしておるところでございます。

す。

[挙手する者あり]

議長（谷口鈴男君）

12番 佐谷時繁君。

12番（佐谷時繁君）

答弁とするとそういうことしか言いようがないんだなと思いますし、私どもも確証はありませんが、ぜひ執行部の皆様方がこのことについては留意していただきたい。

今回は、昨年度の大洪水、大雨による被害が集中したので、なかなか難しい問題もあったかには思いますけれども、ぜひ緊張感を持って、税金を使うわけですから、精査しながら進めていただくことを熱望しまして、私の質問というより意見も添えましたけれども、ぜひ御理解をいただきたいと思います。以上です。

議長（谷口鈴男君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第34号 工事請負契約の締結について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

散会の宣告

議長（谷口鈴男君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、6月19日午前9時より開会いたしますので、よろしく願いをいたします。

これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時57分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

